

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社東技コーポレーション
法人番号 : 8120901033228
業者の住所 : 大阪府大阪市淀川区宮原 1-19-23

2 指名停止の措置対象地区 : 全地区

3 指名停止の期間 : 令和 7 年 8 月 22 日 ～ 令和 8 年 1 月 21 日 (5 か月)

4 事実概要

当該業者は、令和 7 年 4 月 1 日付けで、建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。

- (1) 当該業者は、大阪市発注の工事において、建設業法第 26 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた A 氏を専任の主任技術者として配置した。

また、経営規模等評価の申請において、建設業法第 27 条の 26 第 2 項から第 4 項までの規定に違反して、A 氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。

以上のことが建設業法第 28 条第 1 項柱書及び第 2 号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

- (2) 当該業者は、大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、建設業法第 26 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた A 氏を建築工事業の資格なく左官工事等の資格で専任の主任技術者として配置する（加えて同氏は他社の現場代理人となっている。）など適格な主任技術者を配置せず、同法第 22 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。

また、経営規模等評価の申請において、建設業法第 27 条の 26 第 2 項から第 4 項までの規定に違反して、株式会社トーワ技研工業から請け負った本件工事を、建設業法第 22 条第 1 項の規定に違反して、一括して株式会社ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪市がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。

以上のことが建設業法第 28 条第 3 項に該当するとして、大阪府より 25 日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)